

「令和7年度 オープンデータ推進事業」業務委託仕様書

本書は、標記事業を実施するにあたりその業務委託仕様を定めるものである。

1.業務名

「令和7年度 オープンデータ推進事業」

2.事業目的

本事業は、本市のオープンデータの公開を推進していくとともに、データの利活用について広く市民や企業等へ周知し、関心・理解を深めていくことで、法の趣旨である「国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決」、「行政の高度化・効率化」、「透明性・信頼性の向上」に繋げていくことを目的とする。

3.委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4.事業内容

4-1.取組概要

本市ではオープンデータの取組を推進するにあたり、以下の4つを柱とした取組について年間を通して実施していく。また、これらの取組を毎年度、継続的に繰り返し取り組んでいくことで、オープンデータの取組が組織に定着・浸透することを目指す。

<取組の柱>

- ①オープンデータに対する組織の理解度向上
- ②市民・事業者等への周知・理解の向上
- ③オープンデータの拡充・利用事例の創出
- ④DX推進部署による伴走支援・庁内展開

4-2.事業詳細

上記の取組の柱をもとに、令和7年度の本事業では、受託事業者に対し(1)庁内研修会の開催、(2)普及啓発イベント(アイデアソン)、(3)DX推進室担当者に対する各課のデータ公開支援や分析のアドバイス業務などを委託する。

	所要時間	参加者人数(予定)
(1)庁内研修会の開催 ①管理職向け研修(1回) ②一般職員向け研修 (最大3回)	① 2時間以内 ② (総時間)6時間以内※1	① 30名程度 ② 30名程度
(2)普及啓発イベント(アイデアソン) 本市職員を含む市民向けのイベントの実施	半日程度	30名程度
(3)DX 推進室担当者へのアドバイス業務 主に各課へのデータ公開支援において生じるデータの扱い方や整え方、テクニカルな疑問に対するアドバイス	相談1回 2時間×5回程度 ※2	2名 (オープンデータ担当者)

※1 一般職員向け研修は効果的な回数・時間について提案を求める。

※2 DX推進室担当者から相談がある際に適宜打ち合わせ時間を設け、対応を依頼する。(オンライン可)

<開催場所・日時>

(1)庁内研修会

場所:原則本市所有の施設(本庁舎・なは市民協働プラザ・公民館等)や、その他公共施設等にて対面での研修を実施する。本市が受託事業者と協議の上場所の決定・予約をする。会場費不要。

日時:8月中旬以降の平日を予定 ※受託事業者と協議の上決定する

(2)普及啓発イベント

場所:那覇市内の貸会場で実施。受託事業者が予約・利用管理等する。利用にかかる費用は事業予算内で精算する。市民の参加利便性を考慮した場所であること。

日時:9～1月の平日夜または土日・祝日の日中

※那覇市議会の会期日程を除くこと

※受託事業者の提案をもとに協議の上決定する

<普及啓発イベントに関する詳細>

アイデアソンのテーマについては「那覇市」と「経済観光」の要素を含むことを条件とし、テーマ設定は提案を求める

参加者募集の広報については、受託事業者において広報案を作成し本市と協力のうえ

実施する。

<KPI 設定>

(1)(2)について、実施後のアンケートにおいて、以下の目標を 7 割以上の参加者が達成できているか確認すること。

(1) 庁内研修会

- ① 管理職研修…オープンデータを推進する必要性を知り、業務として認識する。担当部署においてオープンデータにすべきものがないか、考える思考を身に着ける。
- ② 一般職員研修…オープンデータを推進する必要性を知り、業務として認識する。オープンデータ化する手法や手続きについて学び・理解する。実践する力を身に着ける。

(2) 普及啓発イベント

参加者(行政・市民問わず)がアイデアソンに参加することでオープンデータの有効性を認識し、様々なデータの掛け合わせで地域課題の解決に資することが確認できる。那覇市をはじめとするオープンデータの取得方法について知る。

<アーカイブ動画>

(1)、(2)の座学・講義パート部分については、研修・説明のアーカイブ動画を提供すること。

4-3.アンケートの実施

(1)(2)の参加者へのアンケートを実施し、感想や意見をまとめること

4-4.事業管理

①実施計画の策定

事業責任体制、業務内容、事業スケジュール等を示した計画を策定すること。

②業務体制の構築と明確化

本件事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する事業責任者及び作業者を定めるとともに責任体制を明らかにすること。また、契約期間中は、専任の担当者(発注者側との連絡調整担当者)を配置すること。

③会議の開催

発注者への事業進捗報告や協議を目的とした会議を必要に応じて開催すること。

④許認可手続

本件事業の実施に必要な法令等に基づく全ての申請、許認可等の手続は、受注者が責任をもって行うこと。発注者側の申請等の手続が必要な場合は協議による。

5.成果物

本件業務が完了したときは、次の成果物を速やかに本市へ提出すること。

- 実績報告書(実施計画、実績報告、本業務委託で作成した資料一式、アンケート結果等)
※印刷物1部及び電子ファイル(CD-ROM等)
- 研修に用いた動画コンテンツおよび研修を録画した動画
※電子ファイル(CD-ROM等)

6.留意事項

- 本仕様書の掲載されている業務内容は、企画提案の為設定したものであり、優先交渉権者との協議において、企画提案書の項目の追加、変更及び削除(以下「追加等」という。)を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- 契約締結後、速やかに本市の担当者と打ち合わせた上で、業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)及び実施体制図を作成し承諾を得ること。また業務の実施にあたっては、本市と十分協議をしたうえで行うこと。
- 受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- 想定されるリスクに対して、適切なリスク管理及び対応を行うこと。
- この仕様書に記載されていない事項あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と受託事業者で協議するものとする。

7.成果物の帰属

成果物の所有権及び著作物の使用権については、那覇市に帰属するものとする。ただし、第三者の著作権等その他の権利に抵触する場合についてはその限りではない。

8. 県内市町村連携の為の対応について

沖縄県・県内市町村とオープンデータの取り組みを連携するために、以下の内容について受託事業者に協力を求める。

- 受託事業者は、普及啓発イベントの実施日、内容及び周知方法等について、県内市町村等が実施する普及啓発イベントとの相乗効果発現を図る観点から、必要に応じて那覇市と協議する。
- 受託事業者は、沖縄県・県内市町村間や市民に共有するための資料として、普及啓発イベ

ントで参加者が作成・発表した内容について、那覇市の指定する項目に従って概要をまとめた資料を作成する。(発表チームごとに、概ね A4 用紙 1 枚程度のボリュームを予定)

- 上記で作成した概要資料については、本市が本市及びその他の WEB サイト上で公開することを了承すること。
- 受託事業者は、普及啓発イベント実施にあたって、那覇市が公開するオープンデータを活用するとともに、可能な限り県内市町村等が公開するオープンデータを活用するものとする。
- 受託事業者は、普及啓発イベントの参加者に対し、県内市町村等で開催される関連イベントの告知を行うものとする。